

市議会だより

- 記事内容 ● 6月定例会から…………… P 2
 ● 一般質問…………… P 3～ P 6
 ● 議案質疑…………… P 6
 ● 予算特別委員会…………… P 7
 ● 常任委員会…………… P 8～ P 9
 ● 陳情等…………… P 10



寒風山にて

提供：男鹿写真クラブ 夏井八洲夫氏

六月定例会を

ふりかえり

原油高騰や食料品の値上げなど、市民生活に大きな負担を強いられている中、今定例会は、六月十日から二十四日までの十五日間の会期で活発な議論が繰り広げられました。

提出議案は、国民健康保険税条例の改正、特別職の職員の給与に関する条例の改正、平成二十年度一般会計補正予算など十五議案が提出されました。

一般質問では、五名の方々から三定例会から持ち越された国保税の共有資産分の遡及賦課の問題、それに伴う市長・副市長の減給問題、新船川保育園の建設場所の請願の取り扱いなどの質問がありました。

みなと市民病院の平成十九年度決算概要では、不良債務額は、経営健全化計画における見込み額より一千万円増の四億四千万円ほどとなり厳しい状況が続いております。

明るい話題では、今年度から実施している門前・戸賀間の遊覧船乗客数が順調に伸びていること。また、ふるさと納税の「なまはげの里男鹿」応援寄附金が五件あったことなどがあります。最終日には、全議案を可決・承認・同意し、新船川保育園建設場所をめぐる問題では、三月と今定例会で付託された請願二件とも継続審査とし、今後の教育厚生委員会に託されたところがあります。

6月定例会

国保税共有資産の算定漏れ 「市の責任」で議論

平成二十年五月臨時会は、五月八日に招集され、一般会計補正予算など四件の専決処分承認をした後、任期満了に伴う常任委員会委員の改選等を行いました。

平成二十年六月定例会は六月十日に招集され、六月二十四日までの十五日間の会期で開かれ、市長から提案された十一議案について審議の結果すべて原案のとおり可決・承認・同意されました。

また、最終日には議員提案の決議案等四件を可決し閉会しました。

六月定例会初日、市長の市政に係る諸般の報告で、国民健康保険税の共有資産分に係る遡及賦課について、算定漏れは三年間で四百五十六世帯、一千三百二十九万九百円となったこと及び、今回の不適正な事務処理に關し、職員九人を処分し、市長・副市長についても行政責任者として減給処分案を提案しているとの報告がありました。この件に關しては、議会で活発な議論が交わされました。少なくとも平成十二年から十六年までの五年間分は時効となることから賦課できず、「多額の時効分をどうするのか」、「国保加入者に対する損害への対応、国保会計に穴を開けていいものか」、「市長等の処分はこれでいいのか」などの質問がありました。最終日には議事会派会長会議を開催し、時効分については補てんすべきであるとし、議会から市長に対し申し入れしました。

平成十九年度一般会計決算の報告があり、歳入総額百六十億五千万円、歳出総額百五十七億七千万円となり、繰越財源を除いた実質収支で二億五千万円の黒字となりました。また、みなと市民病院事業会計決算では、当年度純損失が五億二千七百六十一万円、不良債務は四億四千万九百十万円となっており、厳しい決算内容となっております。

新船川保育園の建設地について、三月定例会に旧港湾事務所跡地ではなく、サンワーク隣接地への建設を求める請願が提出され、継続審査となっております。また、今定例会に旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願も提出されました。付託された教育厚生委員会では、この請願二件の取り扱いについて慎重に審査・協議し、市当局の保護者や地域住民への説明が不十分で理解を得ることができておらず、市でも説明会を開催していくと

審議日程

6月10日	本会議
12日	本会議（一般質問）
13日	本会議（一般質問）
16日	本会議（議案質疑）
17日	予算特別委員会
18日	常任委員会・分科会
19日	常任委員会・分科会
24日	予算特別委員会 議会運営委員会 本会議

このことから継続審査としたところであり、いずれ、この件については、市長の再三の建設地の変更が問題を大きくしており、きつちりとした対応が求められています。

「後期高齢者医療制度」については、国民の大きな関心事となり、マスコミも大きく取り上げています。国会では野党側が制度の廃止法案を提出し、参議院で可決されましたが、衆議院では継続審査となりました。

男鹿市議会においては、六月定例会最終日の本会議で「後期高齢者医療制度」中止・撤回すべきとの意見書を全会一致で可決し、総理大臣と厚生労働大臣に送付しております。高齢者が安心して医療を受けることができ、より強く求めていきたいものです。

可決した 主な議案

六月定例会

〈専決処分〉

- 男鹿市市税条例の一部改正
ほか一件

〈条例〉

- 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- 男鹿市国民健康保険税条例の一部改正
ほか三件

〈平成二十年度補正予算〉

- 一般会計（第一号）
- 国民健康保険特別会計（第二号）

〈その他〉

- 人権擁護委員の推薦
佐々木一義（五里会）
- 〈議員提出議案〉
- 「男鹿市非核・平和都市宣言」に関する決議

一般質問



吉田直儀 議員

男鹿市の

高齢者福祉対策について

問 本市の六十五歳以上の高齢化率は三〇%を超えた。その中で常に介護を必要とする寝たきり、認知症の方、また、日常生活の支援が必要な方の増加が見込まれます。そこで新男鹿市の総合基本計画の市民意識調査によると「在宅福祉の充実」を望むことがトップを示しているが、その後、市が策定した総合計画では、具体的な対応策が示されていない。要介護者・要支援者に対しては、国の施策である介護保険事業の施行だけである。本市においては、もっと要介護者・要支援者が介護福祉サービスを利用できるように利用者の一割負担の一部を市独自で助成すべきではないか。そのための財源として、市長等特別職の給

答 介護サービスの利用者負担は、原則として費用の一割とされていますが、所得に応じて、世帯ごとの上限額を設定し、それを超える分を高額介護サービス費として支給しています。利用者負担の軽減については、介護保険制度として考えるべきものと理解しています。

男鹿市の国際化と

英語教育について

問 近年、日本経済は長年の低迷期を脱し、首都圏を中心に経済や社会が急激にその影響を受け、外国人観光客の増加や外国資本企業の増加によって様々な国策を打ち出している。それに呼応するように「地域の国際化」を市や町の活性化に役立てようとする自治体が増えてきている。本市においても、これからは海外からの観光客誘致や農業分野における対岸貿易への積極算入、また、外資系企業誘致など「男

鹿市の国際化」が市の発展の重要な要因となる。そこで次のステップのため、外国とのつながりの中で発展・実践していく人材が本市に育っていないのが現状である。その人材育成を考えた場合、語学力を高めなければならぬ。そのため小学校からの早期英語教育に力を入れるべきである。この小学生たちが十年後、社会人となったときに本市の発展に貢献できるように人材育成策を考えるべきである。文部科学省では、二〇一一年度に、小学校五・六年生を対象に英語を必修科目とする方針を示



安田健次郎 議員

市内労働者の状況や

待遇について

問 全国の非正規雇用率は三四%であり、しかも十五歳から三十四歳までの働き盛りの方が多くを占めています。このような状況を放置しますと少子化、福祉、年金、税負担などへ大きな影響を与えることとなります。特に市内労働者の中に健康保

している。先頃、秋田県は、小学校英語教育に独自の英語教員の採用を決めている。こうした意味からも、本市でも国・県の先を行くぐらいの市独自の英語教育に積極的に取り組むべきと考えます。

生に英語教育を年間三十五時間実施することとしています。市教委では、引き続き二人の外国語指導助手の活用と新たに今年度から指導主事を増員するとともに、英語教育を専門とする指導主事も配置し、各校の英語教育を強化できる体制を整備したいと考えています。さらに、各小中学校の教員を英語教育の研修会に派遣し、指導力を高めた

答 学校教育においては、小学校の英語教育は小学校学習指導要領で英語によるコミュニケーション活動を目標としていることから、総合的な学習の時間に二人の外国語指導助手を活用し、指導を行っています。また、平成二十三年度からの新たな学習指導要領では、小学校五・六年

て雇用、就業等について支援しております。また、入札にあたっては関係法令を遵守するよう周知しており、市の発注する工事については法定福利費が事業主負担として積算されており、今後とも、関係機関と連携を図り指導強化に努めてまいります。

五名、臨時職員が三名でありま
す。学童保育は嘱託職員が十二
名、パートが十八名となってお
ります。

国保税について

【問】国保税、住民税については
六十五歳から七十四歳までの相
当数の方が年金から天引きされ
ることになります。特別な事
情により市長が認めた場合は普
通徴収とすることも可能であり
ます。また、国保税は一円たり
とも引き上げられない状況だと
思います。何億円という滞納額、
保険証の短期資格証の発行数を
みても市民は耐えられなくなっ
てきていると思いますが、市長
の考えを伺います。

【答】この特別徴収は地方税法の
改正により行うものですが、災
害、病氣、突発的な事故があつ
た場合に普通徴収の方法による
こともできます。しかしながら、
病氣、事故など個々の事情には
差異があり、判断が難しいこと
からケースバイケースで対応し
てまいります。保険税について
は、医療費の増や介護保険の納
付金が増加傾向にあるなかで平

成十八年度に税率改正を行い運
営してきましたが、平成十九年
は赤字決算となり、平成二十年
度予算において繰上充用したと
ころであり、今後も大変厳しい
状況が続くものと考えています。



古仲清紀 議員

地場産品販売センターの 建設について

【問】船川地区活性化と男鹿の観
光振興、農水産業振興のため、
早期に船川地区に地場産品販売
センターを建設するべきと、こ
れまで何回か提言をしてきまし
た。しかし、これまでの市長答
弁からもいまだに結論が出てい
ないのが現実であり、船川地区
の活性化を図るための建設は遅
すぎたと思っています。農水産
業と観光振興を図るには、近隣

火災報知器について

【問】消防法の改正により家庭で
も設置が義務付けられますが、
市の対応と低所得者、高齢者世
帯への対応について伺います。
【答】本市では男鹿地区消防一部
事務組合の条例で平成二十三年

六月から各家庭への設置が義務
付けられます。このことから消
防本部では広報やインターネット
ト等によるPRに努めています。
また、高齢者等に対する補助に
ついては、現在、市で実施して
いる事業で対応できないか検討
してまいります。

【問】市町村に近く、男鹿の入り口で
ある船越地区の男鹿総合観光案
内所敷地に早期に地場産品販売
センターを建設するべきではな
いでしょうか。これまでの経緯
を踏まえて市長はどう決断をさ
れようとしているのか伺います。
【答】地場産品販売センターの建
設については、参画する運営者
の理解が重要であることから、
中断しております協議会の再開
に向け、商工会が中心となって
反対者の理解を得られるよう話
し合いを続けているところであ
ります。また、商工会の理事会
においても船川地区への建設推
進について決議されたと同って
います。市としては、今後も商
工会と連携を図りながら議会と
協議し建設に向けて取り組んで
参りたいと存じます。

定住促進対策 について

【問】過疎白書によると過疎地域
では、今後加速的に人口が減っ

ていくことが予想されるとして
います。人口増加の要因は、住
宅整備、道路整備、「UJ」タ
ーンなどであり、人口減少の要
因は、高齢化進行による自然減、
若者の流出による社会減、地場
産業の衰退などとなっております。
他の市町村では定住対策を
進めているところもあり、同じ
施策とは申しませんが、何らか
の対策を講じ、活路を見出すべ
きでないかと考えます。
ある町では町長がスイスを訪
問した際、自然の美しさに魅了
され、多くの山がある我が町に
もスイスのような美しい地域を
作りたいとスイス村を建設し、
テニスコート、キャンプ場、バ
ンガロー、スイス風コテージ、
高原浴場などの施設整備を進め
た結果、十二万人以上の客で賑
わい、二十人近い若者の雇用が
図られ、臨時雇用を含めると年
間延べ二千人に達すると伝えら
れています。
本市の男鹿山牧場にはオート

キャンプ場と温浴ランドがあり
ます。近隣には十二稜自然公園
もあり、館越林道を整備するこ
とでなまはげ館や真山神社まで
散策することもできます。整備
することになるとすれば相当の
投資にはなるでしょうが、スイ
ス村のように成功例もあります。
なにもしないで男鹿市の消滅を
待つのではなく、危険が伴って
も、男鹿市自体が働く場を確保
するためにも、男鹿山牧場のオ
ートキャンプ場を核とするスイ
ス村のような施設整備を考えら
れないのか、市長の考えを伺い
ます。

【問】定住対策については、これ
まで第三子以降の子供を出産さ
れた方に対する祝い金、妊婦健
康診断等に係る自己負担を軽減
するための助成制度、農林漁業
後継者等奨励制度、雇用の拡大
や企業誘致活動を進めてまいり
ました。また、昨年から秋田
県定住促進協議会に参画し意見
交換や先進地の情報収集に努め
てまいりました。今後は自然や
イベントなどを活用した交流プ
ログラムの策定や受け皿となる
団体等の育成について検討して
まいります。ご提言のありまし
た雇用創出のための新たな施設
整備については、今後、調査、
研究をしてまいります。

一般質問

一 質



中田俊雄 議員

船越地区雨水 幹線整備について

問 船越出張所裏の中町ポンプ場は、少し雨量が増すだけで周辺の民家が床下浸水し、災害を受けている。原因としては国道一〇号沿線への大型スーパーの進出、それに周辺の開発行為によるものであり、開発に沿った雨水幹線の整備の遅れが影響を与えているものと考ええる。本年度、基本設計のため一千万円を予算計上しているが地域住民が安心して暮らせるため、どのように周知し、事業を進めていくか伺います。

答 この事業につきましては、以前から事業化に向け国・県に要望してきましたが、今年度事業採択され基本設計を実施します。内容としては現在の取水区

域の調査を行い、流量を査定し、ポンプ場の位置や規模及び幹線水路の断面などについて調査設計を行うもので、その結果に基づき、平成二十一年度は実施設計を、平成二十二年度から本工事に着手する計画です。事業内容等については市の広報に掲載し周知するとともに、船越振興会などと協議を行い、事業を進めてまいります。

総合観光案内所

について

問 開設から一カ年が過ぎ利用者アンケートではどのような要望があるのか。花の広場は荒地なのかと思われる無残なものであり、今後の整備への取り組みはどうか。休憩室には豪華なソファアチェアが置いてあるが利用されているのか疑問だ。早急にこのスペースの目的を変更し、物販等のスペースとして利用すべきと思うが市長の考えを伺う。また、物販施設の使用料金表も案内窓口等に掲示し利用者などの増加を図るよう努めていただきたい。

答 総合案内所に係るアンケートでは、「お土産を買えるコーナーや魚介類、食品などの特産品を置いてほしい」などの要望がありました。花の広場については昨年の反省をもとに土地改良を行なっており、ミックスフラワーなどの種を蒔き七月上旬には美しい花を見ていただけるものと考えています。休憩室については、早急に施設の有効な利活用について検討してまいります。利用料金表については、今後、案内窓口で利用料金が分かるよう配慮してまいります。



佐藤巳次郎 議員

後期高齢者医療制度 廃止を

廃止を

問 後期高齢者医療制度は、七十五歳という年齢を重ねただけで国保や健保等から追い出され保険料は年金から天引き、外来・入院・退院まで安上がりとの差別医療を押し付けられ、保険料

障害者の工賃倍増

について

問 市内の二通所授産施設では、経済産業大臣賞受賞の男鹿の黒い塩の計量と容器詰めなどの内職をすることになった。商品名に「男鹿の黒い塩」と表示され、全国販売しているこの事業を市長はどのように受け止めているのか。このような事業者を企業育成していただき、これにより障害者の適性な成長力が底上げされ、地域社会との協力、連携により、工賃倍増に少しでも期待が持てるかと考えているが市長

はどのような考えをお持ちなのか伺います。

答 黒い塩は全国から問い合わせがあり喜ばしいことです。今後も男鹿市物産開発促進協議会と連携を図り、男鹿の特産品として紹介・PR及び販路の拡大に努めてまいります。工賃倍増については、障害者の雇用機会の拡大や授産施設等への就労支援強化は重要な課題と認識しており、県策定の工賃倍増五カ年計画との整合性を図りつつ、障害者が自立できる環境整備を推進し、生きがいを持って就労できるよう取り組んでまいります。

負担もどんどん高くなる仕組みとなっている。まさに「姥捨て山」であります。国では国民の批判に対して、説明不足であった、見直し等すべきと言っています。私は政治的立場の違いを超えて、共同で廃止に追い込んで安心できる医療制度をつくるべきと考えます。市長は、県医師会も反対しているこの制度について進めていくべきか、廃止すべきと考えているのか、はっきりすべきである。また、人間ドック、針・灸、マッサージへの助成について、今まで国保に加入して助成されていたも

のが、七十五歳以上の方々は対象外となっている。市で今までどおり助成すべきと考えるが、市長の答弁を求めます。

答 国会でも参議院で制度の廃止法案が可決されるなど、制度そのものの存続が問われており、与党においても改善策が検討されていることから動向を注視してまいります。また、人間ドック、針・灸、マッサージへの助成については、九月定例会には補正予算を計上できるように検討しています。

国保税の共有資産分の算定漏れ時効分補てんが市長の責任であり市民への責務

質 国保税の課税に際し、資産割のうち共有名義分について、平成八年度から十九年度まで賦課していないことが判明している。市では三分分、四百五十六世帯、約一千三百三十万円は税法上、遡及賦課できるとしている。残る時効分としての九年分は、国保加入者に損害を与えている。市の責任でその分を補てんすべきが市長の市民への当然の責務と考えるがどうか。

答 算定漏れについては、本当に遺憾であり、トップの立場として申し訳なく思っております。私の責任は非常に重く受け止めており、給与の減額をお願いしているところでもあります。今後は、二度とこのようなことのないよう進めてまいりますのでご理解いただきたく存じます。

男鹿観光は

西海岸ルートから

質 ①男鹿はすばらしい自然景観となまはげに代表される歴史的文化的遺産があることから国定公園に指定されたものと考えます。この宝を保存・継承していく義務がありますが、観光客は

総体的に減少している。私は、男鹿観光の最大のポイントである西海岸の絶景・自然景観を見ないで帰る観光客が多くなっていることから、観光ルートの一項目とすべきと考えます。

②歴史的文化的遺産が多数あるのに歴史資料館がありません。建設する計画は。また、本市にはなまはげ伝説を含め、伝説・昔話等がたくさんあるが、全く日の目を見ないでいる。語り部を養成して「五風」等で聞いていただくこともいいのではないかと考えます。

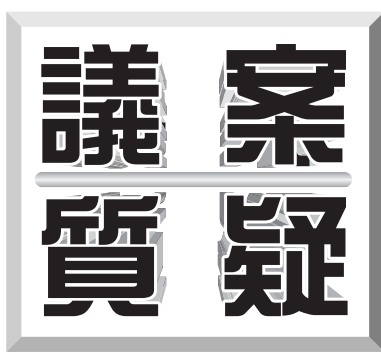
③子供たちの修学旅行に男鹿は最適地と考える。また、子供たちが自然の中で遊べる施設がなく、何とかできないかとの声があります。市長の考えはどうか。

答 ①西海岸は男鹿観光のルートであり、本市観光の一大拠点であると認識しています。なまはげライン開通後、西海岸を訪れる観光客が少なくなっていることから、旅行者やエージェンツ、観光客に対し、魅力ある商品づくりに努めます。

②歴史資料館の建設は、多額な事業費がかかるもので、厳しい状況ではありますが、展示・公開できるように資料の整備を進めてまいります。語り部については、

市内で二グループ活動していることから養成に努め、「五風」の効果的な利活用を図ってまいります。

③国でも子供農山漁村交流プロジェクトを今年度から進めるとしており、モデル地区指定を目指し、教育旅行誘致に取り組んでまいります。また、子供たちの遊べる施設については、提言や意見を聞き、民間業者の支援も含めて検討してまいります。



質疑者

古仲 清紀 議員

国保税の一部算定漏れに係る市長の責任は

質疑 四月三十日に開催された議会全員協議会では、厚生労働

省の調査依頼に基づき、調査した結果、共有名義の資産割額の算定漏れがあることが判明した旨の報告があった。

このような問題が起きた事は、税務課職員として「税務とは何かの意識、姿勢」、「仕事に対する厳しさ、責任感」などが欠けていたのではないかと思われま。役所ではこれまで何回か職員が起こした問題がありました。職員を指導、管理、監督する管理職と特別職の責任はどうあるべきなのか、この度の算定漏れ問題の処分に関し、次の三点について伺います。

①市長はこの問題に対し、行政の責任者として管理監督責任を重く受け止め自身と副市長の給料減額案を提案しているが、それだけで市民に責任を果たしたと思っているのか。

②六月三十日までの納期限となっている遡及賦課分の納付状況について

③国保税に係る課税方式について、資産割を廃止し、所得割均等割、平等割の三方式に変更改正することだが、国、県に相談をしたのか。また、この改正により税額はどう変わるのか。

答 ①国保税に係る市長である私の責任については、ご指摘

されましたとおり、行政の責任者として管理監督責任を大変重く受け止めており、改めて市民の皆様や議会の皆様に対して深くお詫びを申し上げます。今後このようなことのないように、厳しく職員を指導していくことが、私の責任の取り方というように考えておりますので、よろしくご理解いただきたく思っております。

②国保税共有名義に係る遡及賦課分の収納状況についてですが、六月十二日現在で二百九十六万円、二二・二八％の収納率となっております。

世帯数につきましては、五月末現在で完納した方は九十三名となっております。

③今回の方式の変更については、男鹿市国民健康保険運営協議会へ報告させていただきましたが、特に意見はなかったものであります。

なお、方式の変更について国県に対し相談はしておらないものです。

四方式から三方式に変更した場合の税額についてですが、現在の税率をもって被保険者の対象となる人数、世帯数で出した調定額で試算しておりますので年税額としては、ほぼ同じになります。

予算特別委員会

本定例会において、全議員で構成する予算特別委員会が設置され、付託を受けた一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計補正予算について審査を行い、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決しました。

一般会計予算の質疑された中から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

新船川保育園建設地について

質疑

建設地については、市長は三月定例会や今定例会の本会議等においても、「市民や議会の理解を得て、建設地を旧港湾事務所跡地として進めてまいりたい」と答弁しているが、保護者・地域住民を対象とした説明会においては、保護者等の理解が得られず、合意には至っていないのが現状であり、むしろ保護者間の対立が深まっているものと考えられる。市民の不協和音が広がっている状況では、この後も理解を得ることはできないのではないか。一度白紙に戻して、保護者・地域住民に対するアンケート調査を再実施し、市民意識を確認し、方向性を決定すべきと考えるが、市長の考えを伺います。

について

答

新船川保育園建設に関わる今後の進め方については、三月定例会以降、保護者・地域住民に対して説明会を開催してきました。特に船川地区の説明会では、市が進めようとしている旧港湾事務所跡地への建設に反対・賛成の住民同士が感情的になるなど、反対者の理解を得るまでには至っていないのが現状であります。しかし、昨年の九月定例会において基本計画の予算案が議決され、同計画を策定したところでもあります。さらに、今定例会には「新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願」も提出されていることから、この後も、理解を得るため説明会を開催し、保護者・地域住民・議会のご理解をいただきながら、建設地を旧港湾事務所跡地として進めてまいりたいと考えております。また、

みなと市民病院について

質疑

アンケート調査の実施については、現在のところ予定はしておられないものであります。

みなと市民病院経営健全化計画については、計画どおり順調に推移するのか非常に関心を持っているが、四月分の医業収益は、昨年同期と比較し、どういう状況となっているものか。また、四月分の例月現金出納検査結果報告書試算表の医業外収

について

益、三千七百万円の内容について伺います。

答

平成二十年度四月分の医業収益については、前年度と比較し、約八百五十万円増となっている状況で、要因としては、今年度四月に一般会計からのルール分として、病院事業会計に対し、約一億八百万円負担していただいております。その内訳として、医業収益に約七千万円、医業外収益に約三千七百万円となっております。さらに、看護配置を十対一に変更したことなどによるものであります。経営健全化計画と比較するとマイナスとなっております。依然として厳しい状況にあるものと認識しております。また、不良債務については、四月時点において、財務上は発生していない状況であります。

特別職の減給処分案について

質疑

国保税共有資産分算定漏れの責任については、今定例会に市長・副市長の減給処分案が提案されているが、市長が給料の十分の一を三ヶ月、副市長が十分の一を一ヶ月という内容で、市民に与えた損害を考えると、非常にあまり処分案であり、市

民は納得しないものと考えられる。今回の問題は、特別職だけでなく、市役所全体の信用失墜につながっていることから、市民から納得していただけるような解決方法が必要であり、算定漏れの損害分については、職員からも協力してもらい、少しでも補てんするという考えはないものか、市長の考えを伺います。

答

特別職の減給については、行政の最高責任者として管理監督責任を非常に重く受け止めており、市民並びに議会の皆様に対して改めて深くお詫び申し上げます。なお三月には、当時の担当職員に対して処分を行ったものであります。今後は、二度とこのようなことがないよう職員に対して厳しく指導し、市民の信頼回復に努めてまいりたいと考えています。また、算定漏れ分に対する職員からの補てん協力については、弁護士にも相談した結果、当該職員に故意または重過失があったかどうか、その判断等が必要であり、今回のケースの場合、職員に対する損害賠償請求は難しいものと考えています。

男鹿みなと市民病院



委員会・分科会の動き

各常任委員会・分科会は、付託議案と所管の予算案を審査し付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑のあった主な事項は、次のとおりです。

総務

質疑 市民税を公的年金等受給者から特別徴収する新たな制度導入の基本的考え方について伺います。

答 地方税法の改正に伴い住民税が特別徴収される新たな制度導入であるが、老齢等年金給付が十八万円未満である場合や当該年度の特別徴収税額が老齢等年金の年額を超える場合は除かれるもので、市としては、地方税法の改正に伴い、国の方針に従いながら条例の改正を行うものであります。

質疑 省工ネ改修住宅の固定資産税減額制度について伺います。

答 本制度については新たに創設されたもので、翌年度の固定資産税額の三分の一を減額するというものです。対象要件としては、平成二十年一月一日現在有する住宅において、改修面積は一二〇㎡までを限度とし、

当該事業費が三十万円以上、改修内容は、窓改修を絶対条件とし、そのほか床断熱、天井断熱及び壁断熱が対象となるもので、事業実施期間については、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に改修工事が行われなければならないものであります。

質疑 ふるさと納税による住民税寄附金控除の制度内容について伺います。

答 寄附金控除対象額は五千元を超えた部分が対象となります。また、住民税の税額控除は、申告者の所得額及び被扶養者並びに確定申告時の所得税率によって算定されます。なお、寄附の上限額は、所得申告時における総所得金額の三〇%となるものです。一例として、確定申告時の所得税率一〇%の方が四万円が寄附金を市にした場合、三万五千円が控除対象額となるもので、このうち、翌年度の住民税から控除される額は三万一千五百円、残額の三千五百円は当該年の所得税確定申告の際、寄附金控除として所得控除されるものであります。

質疑 特別職報酬等審議会に対し特別職の報酬減額に関する諮問の是非について伺います。

答 特別職報酬等審議会への

市長等の給料減額案を諮問することは可能であると考えるが、今回は、特別職目らの減額であるという判断から審議会は開催しておりません。

質疑 共有資産名義の資産割額の算定漏れに関する管理監督責任としての職員の処分について伺います。

答 共有資産名義の資産割額の算定漏れについては、これまで電算システム導入時の問題、職員間の事務引継ぎや報告、連絡相談の不徹底、また、法令遵守意識の欠如などから適正な課税事務が行われなかつたものであり、その管理監督責任として、現在のシステムの開発導入時である、平成十一年度から平成十九年度までの間に担当した、部長、課長及び主幹六人を訓告とし、課長補佐及び係長三人を厳重注意としたものであります。

質疑 国民健康保険税の課税方式を三方式とする考え方や後期高齢者支援金等課税額を新設した考え方について伺います。

答 三方式とすることについては、資産割は固定資産税に課税されているが国保税においても課税される二重課税ともいわれることや、低所得者層への配慮、また、相続の未登記の問題など、完全な補足が不可能に

近いものがあり、課税していく上で、確実な資料を得て行うことが公平な課税につながる。という考えで三方式を提案したものです。また、後期高齢者支援金等課税額を新設した考え方については、地方税法の改正により、新たに後期高齢者医療への支援金分として税に求められていくほか、これまでの医療分と分離して、支援金分を明確にし、透明性を確保するための新たな制度です。

教育厚生

請願審査

請願第六号「新船川保育園建設用地について」及び
請願第七号「新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願」について

三月定例会において、本委員会に付託され、継続審査としていました請願第六号及び、今定例会において付託されました、請願第七号については、関連することから、一括して審査しました。審査の経過については次のとおりです。

審査経過

はじめに当局から、三月定例会以降に開催した、保護者等に対する説明会の内容等、これまでの経緯について報告がありました。

質疑 旧港湾事務所跡地への建設に対する賛成・反対の請願が提出され、地域住民を含めた保護者の方々が二分された状況では、今後、説明会を何度開催しても考え方が変わるといふことはあり得ない状況になってきているのではないかと、再度確認するが、市にとって新船川保育園建設の目的・意義は何か。

答 築三十四年の現施設では子供たちにとつては、決して恵まれた環境ではないことから、子供たちのことを一番に考え、より良い環境の保育施設で、より良い保育をしていくことが、将来、本市を背負って立つ子供たちのためになるという考え方で、平成二十二年四月の開園を目指して進めてまいりたいと考えています。

この他、委員からの意見として、
①説明会で集約された意見・要望等を中心としながら、関係者に対して幾度となく説明会を開催し、理解を得る努力が必要である。市の方向性に対し、理解が得られていない状況で、議会に対して賛成・反対の請願も提出されている。市としても、もつと関係者と協議しながら状況報告し、委員会としても、それをたたき台として審査していく必要があることから、9月定例会までには、結論を出すべきと考ええる。

②三月定例会では、当局に対し、説明会を開催して関係者の理解

産業建設

質 森林環境税事業として行われるマツ林健全化事業の進め方について伺います。

答 マツ林健全化事業は、国の補助対象とならない、機能の

を得ることができるよう対応すべきだという理由で、委員会としても、六月定例会で結論を出さず、継続審査とした経緯がある。また、委員会としても本請願二件の結論をこれ以上先延ばしすれば慎重審議したように見えるが、議会として結論を出さず、当局だけで話を進めていくという状況にもなり、請願者に対しても失礼になるのではないかと。九月定例会に実施設計の補正予算を提案するというのであれば、今日、この場で結論を出す必要があるのではないかと。③昨年の九月定例会において、基本計画の補正予算案は議決されており、重く受け止めなければならぬが、状況に応じて対応することも必要ではないかと。市の財政状況も厳しい中、用地取得費等が必要となることから、自然環境に恵まれ、文教地区でもあるサンワーク隣接地への建設を望むことから、再考していただきたい。

失われた松の伐採を行うもので、本市では観光道路沿線で景観に影響を及ぼしている被害松の徹底伐採を基本方針として進める考えです。市では、観光地としての景観保全を図るため、前期伐採目標区域として五年間で、入道崎から八望台沿線八キロメートル、なまはげライン沿線十キロメートル、寒風山沿線六キロメートルの約五万本の被害松の伐採を行い、後期伐採目標区域として浜間口から五明光海岸沿線までを実施するものです。なお、この他の地域は、これまでどおりの防除事業を実施するとともに、通行や景観に影響があり、緊急を要する部分は、既存の単独費で随時、対応してまいりたいと考えています。

質 ジョイフルシティ前の長沼団地十六号線道路改良工事の進捗状況について伺います。

答 長沼団地十六号線道路改良工事は、ジョイフルシティ前の変則交差点の解消の可能性について旧ヨコメリ跡地の所有者と協議し、新たな道路用地と市道の一部を交換することなどで、合意が得られたことから実施するものです。本路線は、国道一〇一号と長沼団地を通り、市道の船越脇本線を経るものであり、新団地の方のみならず、長沼団地の住民や不特定多数が利用する幹線的な道路となることから、市で建設することとしたもので、工事についてはすでに発注し、

完成期日を八月二十九日としております。

質 船越駅北側の整備計画について伺います。

答 船越駅周辺整備については駅北側も含めて検討しており、今年度で完成する駅前広場、ロータリーの整備後の駅周辺の交通量及び歩行者の動向を見極めながら、利便性を向上させる整備手法について検討してまいります。

◎若美地区におけるガス器具の確認作業に係る報告

若美地区及び大潟村に原料ガスを供給している福米沢油田からの原料ガスが平成二十二年度の秋頃には供給不足の生ずる恐れがあることから、現在、男鹿地区から若美地区へガスを供給するため、若美地区の熱量変更作業に係る諸準備を進めており、これまで、東北経済産業局、日本ガス協会東北部会などと協議を重ね、東京ガス株式会社を指導のもと、作業手順や費用、経費状況など色々な角度から検討し、本年十月上旬に東北経済産業局へ概要計画書を提出し、熱量変更の実施時期を平成二十一年十二月と予定しております。

このことから、来年度の熱量変更作業をスムーズに実施するため、七月から若美地区のガス器具を保有する全世帯を訪問し、すべてのガス器具の確認作業を実施する予定です。

反対討論

議案第四十八号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対する討論

古仲 清紀 議員

国民健康保険税の共有名義の資産割額の算定漏れに関わる管理監督責任として、市長については給料の十分の一を三ヶ月、副市長については給料の十分の一を一ヶ月減額するため、本条例の一部を改正するものであります。市長は、自分の不徳の致すところ、本場に申し訳ない行政の責任者として管理監督責任を重く受け止める」とし、給料の減額を提案されています。この減給額で市民と議会に責任を果たしたと思っていられるのでしょうか。国保税算定漏れの前にも入湯税未納問題、嘱託職員の前にも年金流用問題などがありましたが、減給だけで問題が済まされております。今回の問題は、減給だけでは済まされない責任があります。資産割分を課税された市民と、共有名義のため、資産割を課税されなかった市民がいることになり、税の公平から、共有名義資産割の算定漏れをした八年間の総額を最高責任者であります市長と関係者で賠償し、市民の信頼回復を図るべきであります。以上により本議案に反対いたします。

議案第四十六号男鹿市市税条例の一部改正、議案第四十九号男鹿市国民健康保険税条例の一部改正及び議案第五十五号男鹿市国民健康保険特別会計補正予算に反対する討論

安田健次郎 議員

介護保険料の年金からの天引きで相当な批判があつたにもかかわらず、来年度から住民税までも年金から天引きするという改正が専断で決められております。行政が安易に税を徴収しやすくする何物でもなく、納めるべきものを先に納め、残り生活しろといわんばかりの仕組みであり、何よりも市民の暮らしに関わるこのような大事なことが十分に議論されず、専断で決められたことは議会制民主主義の立場からも否決されるべきと考えます。

国保税条例の一部改正については、算定方式を改めるとともに、国民健康保険の介護分について旧両市町の統一を図るもので、これにより引き上がる方が多くなります。合併協定といえどもこの部分については、段階的にすり合わせをするべきであつたと考えます。また、何よりも本条例が否決されるべき要件は、後期高齢者医療制度への支援分が創設されたことであり、私たちは、即刻、本制度を廃止、撤回すべきであるという立場を掲げており、最も基本的な医療制度の確立を図るための議論を優先すべきと考えます。よつて三議案について、反対いたします。

請願

●新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願
●ミニマムアセス米の輸入停止を求める請願

陳情

●名古屋高裁の「空白イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について
●国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書
●過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書
●後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書

意見書

●ミニマムアセス米の輸入停止を求める意見書
●後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書
●国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

常任委員会等の構成

五月臨時会で選任された委員は次のとおりです。
(○委員長 ○副委員長)

総務委員会

(定数八人)

吉田直儀 中田敏彦 吉田清孝 船木茂 中田謙三 船木金光 安田健次郎 大森勝美

教育厚生委員会

(定数八人)

高桑國三 笹川圭光 畠山富勝 三浦桂寿 三浦巳次郎 佐藤利通 三浦美子 柳楽芳雄

産業建設委員会

(定数八人)

高野寛志 中田俊雄 古仲清紀 杉本博治 船橋金弘 船木正博 木元利明 越後貞勝

議会広報特別委員会

(定数六人)

中田謙三 船木金光 船木正博 佐藤巳次郎 船木直儀 吉田圭光

農業委員会委員

(議会推薦)

杉本博治 古仲清紀

永年勤続表彰

五月に開催された第八十四回全国市議会議長会定期総会において次の六名の議員が永年勤続者として表彰されましたので、六月定例会初日に表彰状の伝達を行いました。

〈永年勤続特別表彰〉

◎議員在職二十五年以上



高桑 國三議員

〈永年勤続表彰〉

◎正副議長在職四年以上及び議員在職十五年以上



船木 茂議員

◎議員在職十五年以上



安田健次郎議員

◎議員在職十年以上



中田 敏彦議員



三浦 利通議員



中田 謙三議員

編集後記

今定例会では、国保税共有資産分の算定漏れについて、多くの議員から質問等があり、不適正な事務により、市民に与えた損害に対し、どのような形で責任をとるべきなのか、また、二度とこのようなことが起こらないよう、市長として、どうあるべきかなど様々な視点から活発な議論が展開されました。▼最近、定例会のたびに市職員の職務に対する姿勢のあり方について、幾度となく取り上げられております。病院問題、入湯税問題、そして今回の国保税共有資産分の算定漏れ問題など、行政職員としての自覚の欠如や公僕者としてのあり方が問われるものである。これは市長のリーダーシップだけでなく、職員の資質が問われるものである。早期に改善を図らなければならない大きな課題であることから、人材育成の観点からも職員研修そのものを見直すべきであると思われる。▼本市の重要課題である「みなと市民病院経営健全化計画」が進められており、今後の定例会等では、大いに議論がなされるであろう。市のリーダーである市長の「政治生命を賭ける」とした発言の重さを市民・議会ともに注目していかねればならない。形だけなのか、本気なのか問われている。